

違反広告物除却協力員の手引き

私たちのまちを

みんなで

まもろう

品 川 区

防災まちづくり事業部

土 木 管 理 課

1 違反広告物除却協力員とは

(1) 区長からの委嘱

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区が処理することとされた屋外広告物法並びに東京都屋外広告物条例の規定による違反広告物の除却について、区長から違反広告物除却協力員（以下「協力員」という。）の委嘱を受けた方を協力員といたします。

(2) 協力員の資格要件

協力員は次に掲げる要件を有しているものとします。

- ① 継続的かつ積極的に違反広告物除却活動をすることができること。
- ② 違反広告物除却活動に熱意を持ち、ボランティア活動であることを理解していること。
- ③ 20歳以上であること。
- ④ 区内在住もしくは在勤であること。

(3) 協力員の任期

協力員の任期は、1年とし再任を妨げません。

(4) 区長は、協力員が次のいずれかに該当するときは、協力員を解任することができます。

- ① 協力員から辞退の申し出があったとき。
- ② 協力員として、資格要件に該当しなくなったとき。

(5) 協力員としての知識の習得

区長は、協力員が違反広告物の除却に関する知識を習得できるよう必要な講習等を行います。講習後に、除却協力員であることを示す身分証明書を発行します。活動時は腕章と併せて必ず携帯するようにしてください。

2 除却活動の手続き及び方法

協力員は、次の手続き及び方法に従って、除却活動を行ってください。

- (1) 除却活動を行う前に品川区役所土木管理課土木監察担当（以下「監察担当」という。）へ違反広告物除却月間予定表（第3号様式）を前月の20日までに提出してください（FAXでも可）。除却活動は午前9時～午後5時までの間とする。
- (2) 除却活動は予定表に基づいて行い、1グループ5人以上で活動してください。その際には必ず、区長から貸与された腕章を着用し身分証明書を携帯することとする。
- (3) 違反広告物を除却するときは違反広告物及びその掲出のために使用された針金、ビニールひも等も併せて除却してください。
- (4) 除却活動後は除却物は責任者が保管し、後日回収業者が伺いますので違反広告物除却報告書（第4号様式）と除却物（紙等の可燃物と針金、ビニールひも等の不燃物とに分別しておく）を併せて引き渡してください。
- (5) 除却活動のときは、協力員自身のケガ・交通事故に十分注意してください。また他人の身体や財産を傷つけないようにしてください。

※ 除却活動は区で承認した活動日以外の日や個人での活動はできません。

3 除却できるもの

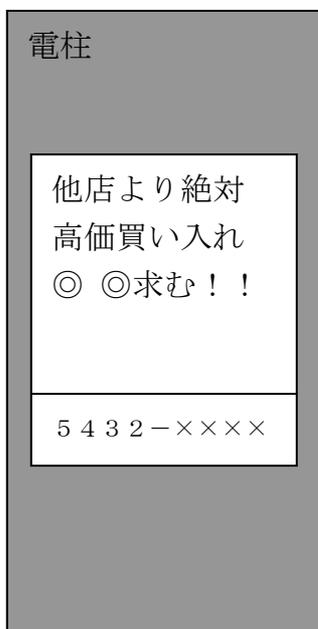
除却できるものは、路上等（電柱、街路樹、交通標識等）に掲出され、営利を目的としたものに限りです。

参考：「はり紙」 紙等に印刷又は手書きされた広告物で他の物件に貼付したものの。

「はり札」 ベニヤ板、プラスチック板（ボール紙も含む）その他これらに類するものに紙を張り、容易に取り外はずすことができる状態で工作物に取り付けられ、管理されず放置されている状態であるもの。

「立看板」 木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外はずすことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられ、管理されず放置されている状態であるもの。
ただし、その材質が金属枠のもの又は野立看板のように土地に固定された状態で立てられているものを除く。

はり紙



全面に貼り付けられているもの。大きさは10c㎡程度が主流。

はり札



針金・ひも等で固定されているもの。

立看板



4 除却できないもの

下記のもの除却対象ではありませんので、一切手を触れないでください。除却するとトラブルのもとになります。

- (1) 政治団体、宗教団体、労働組合等の非営利団体が主催、共催、後援する行事宣伝に関するもの。
- (2) 政治団体、宗教団体等の機関紙販売に関するもの。
- (3) 入場無料と明示されている講演会、映画会、観劇等に関するもの。
- (4) 区役所又はその他の行政機関が関係する各種団体が掲出するもの。
- (5) 自己の店舗前に掲出された広告物。
- (6) 非営利の個人の広告物（尋ね人、迷い犬、猫等）

非営利のもの

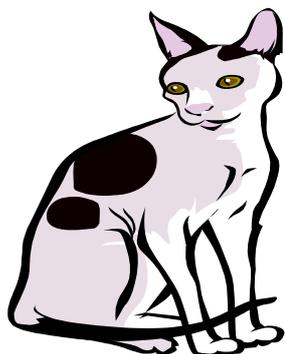
行政機関・無料

政治団体関係

三毛猫

探しています！！

赤い首輪付き
見つけてくれた
方には薄謝進呈



○×△

講演会

日時 7月1日（月）
会場 品川区民会館

入場無料

軽食が出ます

主催品川区役所

○△党

日本を変える！！
安心して暮らせる
街をみんなで作ろ
う。

機関紙のお申し込み
はフリーダイヤル
0120-xxxxxxx

1部100円

5 トラブル対応

- (1) 掲出者等とのトラブルには十分注意してください。
- (2) トラブル等が発生した場合は、現場での除却を中止し、速やかに110番通報をしてください。

【 参 考 連 絡 先 】

※ 警察署（交通規制係）

品川	3450-0110
大崎	3494-0110
大井	3778-0110
荏原	3781-0110

- #### ※ 品川区防災まちづくり事業部土木管理課土木監察担当
- 5742-6582（直通）

6 ボランティア保険

区内におけるボランティア活動中の偶然な事故による次の2つは、ボランティア保険で対応します。

- ① 「傷害事故」ボランティア自身がボランティア活動中の急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合。
- ② 「賠償事故」ボランティア自身がボランティア活動中の偶然な事故により、他人の身体または財物を損壊させたことにより法律上の賠償責任を負った場合。

保険請求の対象となる事故に遭われた場合は、至急区にご連絡願います。